

「長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」

骨子素案の趣旨・解説

【資料の趣旨・内容】

○骨子素案各項目の「趣旨と解説」は、検討結果にあわせて当資料も修正していきます。

○この資料では、前回「骨子素案（たたき台）の考え方・関連意見」でお示しした「考え方」の部分を、趣旨と解説に分けて記載し、必要な個所に加筆したものです

【資料の構成】

1、2、3（1）～（14） 条例の題名、前文、各条文名を記載

上記項目別に下記を記載

ア 趣旨・・・各項目を規定した趣旨

イ 解説・・・条約や法令の解説、専門の文献等に基づく解説

※ 変更箇所（形式的な修正箇所を除く）及び加筆部分（前回の審議会までの資料に記載があったものを除く）には下線を付してあります。

令和7年 月 日

長野県県民文化部人権・男女共同参画課

《はじめに》

○条例案のたたき台作成にあたり、各項目の考え方と関連意見を整理したものです。

1 条例の題名

長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）

ア 趣旨

- ① 「条例の題名」には、既に同様の条例を制定している 20 都府県のうち、11 県が採用している「人権尊重の社会づくり条例」という名称を仮称とした。
- ② 仮称には「差別」の文言を含みませんが、「差別」は人権を侵害する類型の一つであり、条例は差別を始めとしてあらゆる人権の侵害を行ってはならないという立場で規定

2 前文

- 日本国憲法や世界人権宣言に謳われている人権尊重の理念の確認
- 人権の普遍性
- 県内の人権尊重の取組
- これまでの本県の取組と、現在の状況（立法事実）を踏まえた条例制定の必要性
- 県が条例を制定することの意義
- 県は事務を実施するに当たり、人権侵害行為をしてはならないことの明記

ア 趣旨

- ① 「前文」では、本条例の制定の趣旨や背景（条例の必要性や立法事実）、本条例を制定する意義を規定
- ② 「前文」は、具体的な法規を定めるものではないが、各条項の解釈に当たっては、前文の趣旨に十分留意する。

イ 解説

- ① 人権の理念は普遍的なものであり、本条例は日本国憲法や世界人権宣言に示されている人権の理念を確認するもの。
- ② 制定された条例に基づいて、県行政を施策遂行する上で人権尊重及び人権啓発を図ること宣言するものであり、互いを対等な個人として尊重すること（個人の尊厳）を基礎とした私人間相互における人権尊重の大切さを明らかにするもの。
- ③ 本県では、平成 22 年に策定した「長野県人権政策推進基本方針」に基づき人権政策を総合的に推進してきたが、策定から約 15 年となり、この間、社会経済情勢の変化等に伴い人権を取り巻く環境は大きく変化し、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する様々な問題の発生、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者

の人権を侵害する様々な事象が依然として発生している。本条例は、このような状況を踏まえ、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目指すもの。

3 各条文

(1) 目的

- この条例は、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることなどにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有するとともに、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

ア 趣旨

- ① 本条例の目的が、人権尊重の社会づくりについて、県、県民及び事業者の責務を明らかにすること、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定め、人権施策を総合的かつ計画的に推進すること、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有することにより、人権がより尊重される社会の実現に寄与することであることを規定

イ 解説

- ① 「県の責務」に関する項目は次のとおり。
- ・ (3) 県の責務
 - ・ (6) 市町村との協働
 - ・ (8) 相談支援体制
 - ・ (9) 人権教育及び人権啓発
 - ・ (11) インターネット上の誹謗中傷等の防止
- ② 「人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項」に関する項目は次のとおり。
- ・ (7) 人権政策推進基本方針
 - ・ (8) 相談支援体制（再掲）
 - ・ (9) 人権教育及び人権啓発（再掲）
 - ・ (10) 市町村、関係団体等からの意見の聴取
 - ・ (11) インターネット上の誹謗中傷等の防止（再掲）
 - ・ (12) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等
 - ・ (13) 人権政策審議会
- ③ 「県民及び事業者の責務」に関する項目は次のとおり。
- ・ (2) 人権侵害行為の禁止等
 - ・ (4) 県民の責務
 - ・ (5) 事業者の責務

(2) 人権侵害行為の禁止等

○ 何人も、他人に対して、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、性自認（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の病気、職業その他の事由を理由として、次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。）をしてはならない。

(1) 誹謗中傷、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

(2) いじめ、虐待又はハラスメント（他人の尊厳を侵害することで、その者を不快にさせたり、その者に不利益や脅威を与える行為をいう。）

(3) プライバシーの侵害又はアウティング（本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうことをいう。）

(4) 不当な差別的取扱い

(5) 上記のほか他人の権利利益を侵害する行為

ア 趣旨

- ① 社会における共通認識となるべき規範として明示するという趣旨から、差別をすることその他の人権侵害行為を全般的に禁止することを規定
- ② 誹謗中傷、いじめ又は虐待、プライバシーの侵害、不当な差別的取扱いなどの列記した行為態様は、人権侵害行為（他人の権利利益を侵害する行為）の種類を分かりやすく例示したものであり、禁止される人権侵害行為をこれらの態様に限定する趣旨ではない。

イ 解説

① 列記事項（属性）の意味

- 「**人種**」とは、皮膚・毛髪・目・体形等の身体的特徴によりなされる人類学上の区別のこと。なお、人種差別撤廃条約第1条第1項に「人種差別」は、「人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」と定義されている。
- 「**国籍**」とは、人が特定の国の国民である場合に、その国民たる資格のこと。日本国憲法は国際協調主義を採用し（前文）、確立された国際法規の誠実な遵守を義務付けている（第98条第2項）。国際人権規約等にみられるように国籍による差別の禁止が国際法上確立されてきている。
- 「**信条**」とは、個人の基本的なものの見方・考え方を意味するもので思想と信仰の双方を含むもの。なお、内心の信条が外部的な行為として現れた場合に、その行為に基づき区別して処遇することは、信条に基づく区別とは異なる。
- 「**性別**」については、あらゆる権利において男女の平等を定めたものです。肉体的な性差（セックス）と文化的な性差（ジェンダー）を区分けする努力を通じて、固定的役割分担などの偏見を見直すことが必要。

- 「性的指向及び性自認」は、他都県の条例に規定されていることや、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第3条に「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものである」と記載されていることから明記。同法に基づいて、「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいい、「性自認」とは同法の「ジェンダーアイデンティティ」と同義であり、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

なお、他都府県の条例や当県の従前の用例に従って「性自認」と記述。（同法に関して国（内閣府）は、「ジェンダーアイデンティティ」の用語は、地方公共団体や民間企業等で使用されている文言の変更を求めるものではなく、必要に応じて対応すべきものとしている。）

- 「社会的身分」とは、広くは、人が社会において占めている地位をいうが、身分という言葉は、少なくともある程度長期にわたり持続する地位であるという意味を含み、出生によって決まっており原則的には本人が自由に変更できない地位という意味がある。

なお、憲法には「門地」の文言があり、家系・血統等の家柄を示すものであるが、社会的身分の一部をなすと解釈されていることを踏まえ用いていない。

- 「被差別部落の出身であること」、部落差別は社会的身分による差別に含まれると解されているが、本県内では、今もなお部落差別が残っており、最近では特定の地域を被差別部落であると独断に基づいてインターネット上で公表するような不当な行為が行われている。このような現状を踏まえて明記。

- 「障がい」とは、身体的障害者、精神的障害者等であることをいう。憲法学上の通説によっても必ずしも社会的身分には含まれず、これに準じて扱うべきものと解されていることから、社会的身分の後に別に明記したもの。なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条及び第8条には、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されている。

なお、本県において公文書等における「障がい」の表記の取扱いについては、平成26年の健康福祉部長通知（25障第552号）により、原則として「がい」とひらがなで表記することとしており、障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年条例第14号）も条例名と各条項に「障がい」と表記している。

- 「感染症等の病気」も「障がい」に準じて明記したもの。なお、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第3条には、「ハンセン病患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と規定されている。また、本県の長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年条例第25号）第10条には、「新型コロナウイルス感染症等により患していること又は患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と規定されている。

- 「職業」については、誰しも社会において従事する職業を自由に選ぶことができる（憲法第22条1項）。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、医療従事

者やその家族への差別やいじめが深刻な問題となったように、職業を理由として差別が行われることがあるため、特に例示として挙げたもの。

② してはならない行為の態様について（検討状況等）

○「アウティング」は、近時は性的マイノリティの方との関わりで、「本人の同意なしに、その人の性的指向、性自認等の性の在り方に関することを第三者に明かしてしまうこと」という意味で使われることが多く見られる。本条ではアウティングをこの意味で定義している。

なお、アウティングは、広い意味では犯罪歴、信条、病歴、犯罪により害を被った事実、本籍地などの「機微（センシティブ）情報」に当たる情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドライン）を本人の同意なしに第三者に明かしてしまうことを意味するものであるので、規定の仕方を含め継続検討としたい。

○「ハラスメント」は、相手方への敬意を払わず、人間としての尊厳を侵害する行為であり、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）、モラルハラスメント（モラハラ）、カスタマーハラスメント（カスハラ）などが該当する（規定の仕方を含め継続検討）

（３）県の責務

- 県は、「（１）目的」の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。
- 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

ア 趣旨

- ① 県の責務として、県は県の関係部局はもとより、国、市町村、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力を図りながら、行政のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりを進めるための人権施策を総合的、積極的かつ計画的に実施
- ② 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号、以下「人権教育・啓発推進法」）に規定されている県の人権教育及び人権啓発に関する責務は、人権施策の推進において特に重要性が高いことから、別条を設けて規定（「（９）人権教育及び人権啓発」を参照）。

（４）県民の責務

- 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 県民は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

ア 趣旨

- ① 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりを進めるための大切な担い手であることを認識し、人権が尊重される社会を実現するために、自ら人権尊重の精神を養い、社会生活において相互に人権を尊重しなければならないことを規定
- ② 人権教育・啓発推進法第6条には、「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定されており、この内容を条例においても確認
- ③ 県民は、県が実施する人権施策に協力するよう努めることを規定

イ 解説

- ① 「県民」には、県内在住者に限らず、広く、県内在勤者を始め、県内在学者や県内で活動を行う者を含む。
- ③ 県民に求める具体的な取組としては、人権教育・啓発に関する様々な取組や学習する機会を通して人権に関する正しい知識や考え方を身に着けるとともに、日々の生活においても、互いの人権を尊重し合う意識をもった言動を行うことなどが考えられる。
- ④ 人権が尊重される社会づくりを進めるためには、県民の協力が不可欠であることから、県が実施する人権施策に協力するよう求めるもの。なお、この協力は県民の自発的意思によって行われることが大切であるため、県民の努力義務として定めるもの

(5) 事業者の責務

- 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

ア 趣旨

- ① 事業者には、人権尊重の社会づくりに当たっては事業者の協力によって一層の推進が図られることや、事業者ならではの役割があると考えられることから、「県民の責務」とは別建てで「事業者の責務」を規定
- ② 事業者の責務として、その事業を実施するに当たり、従業員その他の関係者の人権を尊重すること、人権尊重の社会づくりに寄与すること、県が実施する人権施策に協力することをいずれも努力義務として規定

イ 解説

- ① 「事業者」とは、営利、非営利を問わず、県内において事業を行う者をいい、その対象を企業（法人）だけに限るものでなく、町内会、自治会、NPO、NGO等を含むと想定
- ② 「従業員その他の関係者」には、従業員のほか、顧客、取引先、株主、採用への応募者、事業活動を行う地域の住民などを含むと想定

- ③ 「人権尊重の社会づくりに寄与する」ことの具体的内容としては、事業活動において人権尊重の視点に立って取り組むこと、従業員、取引先など関係者の人権を尊重すること、事業活動を担う経営者、従業員などの人権尊重の精神の涵養を図ることなどが含まれる。
- ④ 本県条例において「事業者の責務」を定めている例は多い。代表的なものは、長野県子どもを性被害から守るための条例（平成 28 年条例第 31 号）第 8 条、長野県福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 13 号）第 6 条、長野県男女共同参画社会づくり条例（平成 14 年条例第 59 号）第 11 条など。

例：長野県男女共同参画社会づくり条例

第 11 条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（６）市町村との協働

- 県は、人権尊重の社会づくりの推進のため、市町村と協働して人権施策を実施するものとし、市町村に対し、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うものとする。

ア 趣旨

- ① 県と市町村は対等協力の関係であるとの立場に立ち、人権尊重の社会づくりに資する市町村独自の取組や施策について、県から市町村に、情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うことを県の責務の一つとして規定

イ 解説

- ① 住民にとって身近な市町村により、人権尊重の視点に立った行政サービスが提供されることは、人権尊重の社会づくりを実現するために不可欠と考えられることから、県として市町村に情報の提供、必要な助言その他の必要な協力を行うことにより、県と市町が連携協力を図りながら、人権が尊重される社会づくりの実現に向けて取り組むもの。
- ② 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、都道府県と市町村は対等協力の関係とされ、法律の規定がない限り、都道府県は市町村に対して努力規定を含め義務付けることはできないと解されている。このため、市町村の責務として規定するのではなく、市町村との協働に臨む県の責務として規定

(7) 人権政策推進基本方針

- 知事は、人権政策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本方針の位置付け
 - (2) 人権政策の基本理念
 - (3) 人権施策の方向性
 - (4) 人権教育及び人権啓発に関すること
 - (5) 人権相談支援の体制に関すること
 - (6) 人権問題における分野別施策の方向性
 - (7) 人権政策の推進体制に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項
- 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、「(12) 人権政策審議会」第1項の長野県人権政策審議会の意見を聴くものとする。
- 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

ア 趣旨

- ① 平成22年に定めた「長野県人権政策推進基本方針」を改めて条例に位置付け。
- ② 基本方針は、県の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な方針とし、基本方針に必ず記載しなければならない事項を規定
- ③ 基本方針の制定・変更等の手続を規定
- ④ 条例制定後に新たに顕在化する人権課題にも迅速に対応できるように、具体的な人権課題に対応する施策の在り方は、基本方針において規定することを規定

イ 解説

- ① 現行の「長野県人権政策推進基本方針」は、県行政における人権施策の基本的な考え方や方向性を示すものとして制定されているが、条例とは異なり県民の代表である県議会の議決を経たものではない県機関の内部向けのガイドラインであるため、県民や事業者に対しては、「人権が尊重される社会を目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待する」という立場で規定されている（第1章2）。
- ② 条例に基本方針を規定することにより、同方針は上記(3)県の責務、(4)県民の責務、(5)事業者の責務などの規定を受けて、その詳細を定めるものとなる。
- ③ 基本方針に掲げる事項は、現行の「長野県人権政策推進基本方針」の項目に準じている。
なお「前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項」は、社会経済状況の変化などのため顕在化する人権課題に柔軟に対応することを意図している。
- ④ 以上のとおり基本方針の位置づけは従前とは異なるものとなるため、附則を設け、経過措置を規定する予定

(8) 相談支援体制

- 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）に対して、相談内容に応じて次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 相談者への必要な情報の提供及び助言
 - (2) 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
 - (3) 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援
- 県は、前項の支援を円滑に行うため、県の関係部局及び国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために、相談に応ずる者に対し、業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

ア 趣旨

- ① 人権侵害行為を受けた者、その他家族・関係者の人権に関する問題についての相談体制の整備及び相談への対応について規定
- ② 相談を人権侵害に対する重要な救済手段の一つと捉え、県の関係部局相互間とはもとより、国、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関と緊密に連携しながら対応することを規定

イ 解説

- ① 人権侵害の態様は多様であり、本県では、これまでも人権問題全般を担当する人権相談窓口（長野県人権啓発センター）のほかに、外国人、性別、性的マイノリティ、子ども・若者、高齢者、障がい者、感染症、その他医療や福祉、犯罪被害、性暴力被害などに関わる専門相談窓口を設置して対応してきた。
- ② 「必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知」とは、児童虐待の防止等に関する法律（令和4年法律第68号）第6条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の児童相談所への通告、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の告発等の法律上の義務がある場合について注意的に規定し、その他の法律上の義務がない場合についても必要に応じて関係機関に通知を行う趣旨
- ③ 条例制定後は、相談員への研修等を実施し、相談者に寄り添い適切な専門的相談窓口や解決力のある関係機関に取り次ぐよう努める。

(9) 人権教育及び人権啓発

- 県は、「(1) 目的」の目的を達成するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

ア 趣旨

- ① 人権教育と人権啓発を積極的に行うことは、人権教育・啓発推進法に「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施することは、地方公共団体の責務である（第5条）」及び「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。（第6条）」と規定されていることを受け、これを確認
- ② 人権教育・啓発推進法に規定された県の重要な責務であることから「(2) 県の責務」と分けて別に規定

イ 解説

- ① 「学校教育その他の教育」には、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校での教育のほか、幼稚園や保育所での就学前教育、社会教育などが含まれる。

(10) 市町村、関係団体等からの意見の聴取

- | |
|---|
| ○ 県は、市町村、関係団体等から人権施策の推進に関する意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとする。 |
|---|

ア 趣旨

- ① 人権施策に関わる事業を行う場合には対話を重視し、市町村、関係団体等の意見を当該施策の推進に反映するよう努めることを規定するもの。

(11) インターネット上の誹謗中傷等の防止

- | |
|---|
| ○ 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意しつつ、次の各号に掲げることに取り組むものとする。
(1) インターネット上の誹謗中傷等（インターネットを利用して、プライバシーの侵害に該当する情報、誹謗中傷に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報（以下「人権侵害情報等」という。）を発信することをいう。次号において同じ。）を防止するために必要な教育及び啓発に関すること。
(2) 県民に関し、又は県民によりインターネット上の誹謗中傷等が行われた場合であって、人権侵害情報等の送信を防止する措置を講ずる権限を有する者等に対して県が人権侵害情報等の削除を要請することが必要と認められるときに、当該人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置を講ずること。 |
|---|

ア 趣旨

- ① 本条例の検討に至った背景の一つに、SNS 上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化・複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生していることがあげられる。このため、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などの不当な人権侵害

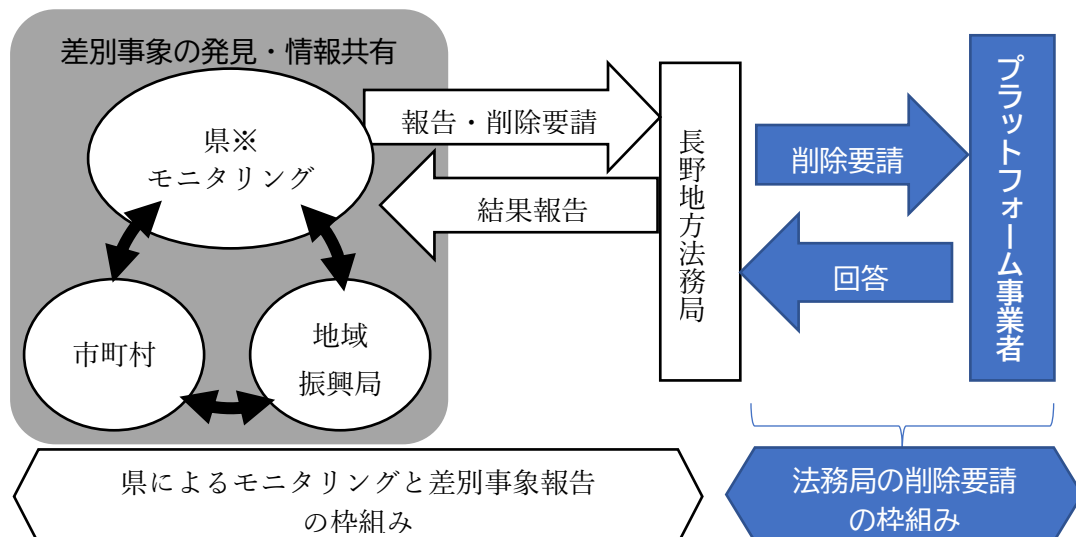
への取組方針を規定

- ② インターネット上の誹謗中傷等を未然に防ぐための取組として必要な教育及び啓発を、インターネット上の誹謗中傷が起こってしまった場合の取組としてその削除に向けた必要な措置を講ずることを規定
- ③ 「表現の自由」は、日本国憲法（第 21 条）が保障する重要な人権であることから、本条に規定する取組に当たっては、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないように留意することを規定

イ 解説

- ① インターネット上の誹謗中傷等の削除に向けた取組として、本県では同和地区に関する識別情報の摘示についてモニタリングを実施しており、必要な場合は関係市町村に情報を共有するとともに、以下のとおり長野地方法務局を通じプラットフォーム事業者に対して当該情報の削除要請を行っている。

《法務局の削除要請の枠組みによる同和地区に関する識別情報の削除の行い方》



※モニタリングは、県民文化部人権・男女共同参画課が実施

- ② 同和地区に関する識別情報が摘示された場合には、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が明確ではないことから、情報流通プラットフォーム対処法^{※1・2}が直ちに適用されない場合があるので、県としてモニタリングを実施し、長野地方法務局を通じプラットフォーム事業者に対して当該情報の削除要請を行う現行の対応を継続する。

※1 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）」

※2 情報流通プラットフォーム対処法は、「情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」（被侵害者）が利用できる手続を定めるもの。

- ③ 県民等から、個人の名誉毀損やプライバシーの侵害等に係る人権侵害情報についての相談を受けた場合には、以下の理由から早期に確実な削除につなげるために、相談者が情報流通プラットフォーム対処法に基づき直接削除を申し出る方法の指導や助言を行う以下の

専門の相談窓口を紹介する。

【理由】

- 削除要請にあたっては、掲載されている情報によって侵害された具体的な権利や権利が侵害されたとする理由（投稿された内容、投稿の経緯や投稿数、相談者に与えた影響）をプラットフォーム事業者に対して明確に示す必要がある。
- 県の削除申請には、情報流通プラットフォーム対処法の適用がなく、対応はプラットフォーム事業者の任意である。

【専門の相談窓口】（参考次頁）

- 違法・有害情報相談センター（総務省）
 - ・ 情報流通プラットフォーム対処法による削除申出方法の相談者への助言
 - 人権相談（法務省・法務局）
 - ・ 情報流通プラットフォーム対処法による削除申出の助言
 - ・ 法務局からプラットフォーム事業者への削除要請
 - インターネット・ホットラインセンター（警察庁）
 - ・ 違法・有害情報について、警察への情報提供とサイトへの削除依頼
- ④ 情報流通プラットフォーム対処法において、県には人権侵害情報等の削除を求める権限が与えられていないので、県の行う削除要請への対応は、プラットフォーム事業者が任意に行うものとなっている。このため、「人権侵害情報等の削除に向けた必要な措置」には、インターネット上の人権侵害情報の適切な削除に向けた法整備などについて国へ要望していくことも含まれる。

(12) 災害等の発生時における人権侵害行為の防止等

- 県は、災害、感染症のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、緊急事態発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

ア 趣旨

- ① 災害、感染症等のまん延その他緊急事態の発生時（以下「緊急事態発生時」という。）において人権侵害行為の防止や人権尊重のために必要な措置を講ずることについて規定

イ 解説

- ① 本県には長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年条例第25号）があるが、災害や未知の感染症等のまん延等の場合にも幅広く対応できるように、本条例に規定
- ② 緊急事態発生時とは、自然災害の発生や感染症の流行などによる県民の生命・財産を脅かすおそれのある事態の発生時を想定
- ③ 災害等の非常時における社会的弱者やマイノリティ（外国人、女性、高齢者、障がい者、性的マイノリティ等）の権利擁護が課題。災害時の避難所での性暴力、デマの拡散、新型コロナウイルス感染症の蔓延下の虚偽情報の流布など、災害等の非常時に人権侵害行為が発生しやすい傾向が見られることから、特に留意する必要があると思料

- ④ 新型コロナウイルス感染症の蔓延下では、知事から県民に向けて繰り返し正確な情報を提供することなどを行ってきた。「必要な措置」には、そのような取組も含まれる。

(13) 人権政策審議会

- 基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、人権政策に関する重要事項の調査審議をするための長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 審議会は、人権政策に関して知事に意見を述べることができる。
- 審議会は、学識経験者から執行機関が任命する委員により構成し、10 人以内で組織する。
- 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 審議会には会長を置き、委員が互選する。
- 会長は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 審議会に、執行機関が定めるところにより専門委員を置くことができる。
- この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

ア 趣旨

- ① 長野県人権政策審議会（以下「審議会」という。）の位置付けを明確にするために、現在、長野県附属機関条例（令和 2 年条例第 3 号）（以下「附属機関条例」）に規定されている審議会の根拠規定を本条例に変更
- ② 審議会の責務は、従来どおり「人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること」と規定

イ 解説

- ① 審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定されている知事（執行機関）の附属機関。
- ② 審議会に必要な事項を委員と会長について規定。そのほかの会議運営に関する事項は別途、要綱により定める予定。

(14) 附則

- この条例は、令和 年 月 日から施行する。
- 審議会の委員の選任のために必要な準備行為は、施行期日前においても行うことができる。
- 平成 22 年 2 月付けで制定されている長野県人権政策推進基本方針は、第 条第 項に規定する基本方針とみなす。
- 長野県附属機関条例（令和 2 年長野県条例第 3 号）の一部改正（人権政策審議会に係る規定の削除）
- 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 10 号）の一部改正（委員の報酬に関する規定の修正）

ア 趣旨

- ① 条例の施行年月日について規定
- ② 審議会の根拠規定の変更に伴う経過措置を規定
- ③ 現行の基本方針に係る経過措置を規定
- ④ 本条例の制定による影響を受ける他の条例の改正について規定